舊考餘録

一

内務省圖書
第　號
書部　類
函
共五冊

和書門　類
二七七四四　號
八　函
一二　架
五　冊

内閣文庫
和
二七七四四　號
一四九　函
一八　架
五　冊

内閣文庫
番號　和　27744
冊數　5（1）
函號　149　77

149-77

明治十三年購求

唐

舊考餘録序

天保三年。歳次壬辰正月。竹尾子龍。舊考餘録進覽。褒賜若干。子龍感激之至。以其副。別寫一本。示余曰。次春賎隷。嘗嗜譜牒之學。今得以其小技。叨此特恩。何其幸也。將以恩榮傳諸子孫。請學士一言。以耀卷端。司直惟天文之季。維嶽降神。龍飛三河。繼天出治。功德之高。卓越千古。然當時君臣之要務。尚在軍国之規

伴文庫

盡朝貢之制度。至瑣々典章。則未遑議矣。
方今奕葉雍熙。文運盛興。凡博士文臣。
奉旨撰進。実録譜牒諸書。歳益月增。然
猶衆説混淆。是非迭見。子龍幼穎悟。嘗受
瞿曇氏之教。既長讀九流百家之書。又遍
探四方之名山靈區。及夫　國家發祥之
舊蹟。其於遺事逸典。攷々考索。但恐失真。
竭精畢慮。發成此書。於是乎。二百有餘年。

暗昧難決者。本末未瞭然。是以傳信於後世
矣。其蒙褒顯。豈曰僥倖哉。余輩職在顧問。
違顔咫尺。未能啓沃以報　国恩。其對此
巻。豈不赧然耶。因掲平生緒言。以為之序。
是歳南至前一日

侍講學士兼西城伴讀成島司直撰

舊考餘録序

元和紀元大坂始平海宇偃武黎庶得所然擾亂
之餘諸人尚武薄文於是簿書則一歸之於計吏
譜牒則全寄之於墳廟故不從計吏則封国土壤
之肥脊賦粟輸租之寛猛莫能詳焉者不審墳廟
則享年壽夭之時日葬埋營築之典故亦皆昧焉
故
寛永修譜之時録家固所呈而參之以墳廟之記
録雖
貞享

寛政之譜亦於彼墳廟之所傳則莫敢議者也然
採訪之方或失闕畧或發幽潜此亦入棧之長短
所係今未奈之何已微臣少小好譜牒之学然鈍
力弱才乏鈔書資而諸姓千百緊皆係手録分類
排纂浩如淵海伏惟
葵章者
大朝之揭日月而臨四方者尤胱然無端緒故今舉
衆說折其中此皆昔人之所不言而史家之所失
載者又附以
清康君
贈大納言君
松千代君
仙千代君
市場君等之
墳廟而終焉計五冊顔曰舊考餘録若夫封国土
壞賦粟輸租之詳則自有專守不待小臣越俎而
謀也文政十二年己丑夏竹尾次春謹序

凡例

一　此書ハ慶長元和ころより古乃ことを坂地紙さる時まて
くさ〳〵乃今に至るまていふことわさハ考説乃こと
いと多けれハ年頃閲せし文乃中よ明著なるも
おもへ記事を挙て書法をぬれハ舊考解證とハ
名付く為なり

一　葵御紋の御形容ハ慶長元和よりまた古今ことなく
論さんとすその比より用ひさせられし御品より
より蒔絵織物染物染織等にいたるまて
紋様の別葉形并大小表裏乃相違等ありて

一 家々より出しハ中にして書籍なとの也業ニ寄せしに
書りてハ今に異なるを見出しハ実も見ゆるを
人編成年によりてあるを見得る事也信濃
其大意を書出て書方ハあるまて大同小異細密の模
写に及ひ兼て其の時代気運の大概なり

一 寛永始の頃まて 慶御役を家紋とせしは
松平の御内流に候て取たる見ゆる書さるへし
此書ニ載ることにてとも其家にて官職なる事
此とは程なきまても多分記録 其書家の記録ニ
とまり書記たるへし 酒井氏本多氏ともし統

皆其の家紋記書によるまての或ハ古記ニ載ることを書
文のまゝを出せは本理にして未異なるも見ゆる
気持の所と取ちに関ても尽くを続書に出てよるも
家々ニ記録よりさせ記も亦あるへし

一 東照宮ニ 台徳院殿等
勅謚以前乃御法号ハ 世且書すなとも多く取ハ古写
出記を書す也

一 市場姫君 松平の代君 紀州の代君の本末記せし
書せる中にハ寺院乃旧記をそへて

一 要くしてあるへし

一 引書を別に出さゞる所ハ名條の下に本文を出せるゆゑ出處を略して本書に其名を列ね也

舊考餘録巻之一目録

葵御紋考目次上

一 葵御紋ハ酒井左衛門尉家より權輿すといふ事
一 酒井雅楽頭家よりといふ事
一 本多縫殿助家よりといふ事
一 本多中務大輔家より出しといふ事
一 高力村部家より来歟といふ事
一 本間氏紀三葵の事
一 前の立説歟葵事
一 葵を本多将田の紋とすといふ事

一 何茶総家紋ニ葵を御用ゆる事
一 御当家え葵を御用させ給ひしと云事
一 御当家鍬銀古より既為御用と云事
一 御当家葵之紋御紋を古より用ひし事
一 御当家五七桐を古より既為御用と云事

舊考餘録巻之二目録

葵御紋考目次下

一 御代々葵の御紋を賜る事
一 新田庄より堀出せし小刀に葵御紋有之事
　附 松平郷之事

一 波合記ニも御紋水顋草（アフヒ）とありし事
一 上州新田大光院殿御廟所松木ニ葵ニ似たる有之
一 贈正三位大納言義貞卿末裔得川氏葵の紋ある事
一 同横瀬氏葵家紋の事
一 横瀬氏庶流の家紋水葵之事
一 松平太郎左衛門家紋葵之事
一 松平源次郎左衛門家ニ親族の内葵之事
一 大給松平一統二千石の家並葵の家紋有之
一 松平比御同族にて葵を家紋とせる事家々のあり
一 花葵を家紋ニ既用家紋有之

一 櫻井氏小笠原氏之葵を附る考

一 御本宗の外氏の内三葵を附家々此事

一 久松殿上の家々にも葵御紋を附る考

一 慶長以後御紋定目の図此事

附 慶流方元禄の比に附し御紋の事

一 天野信景不記葵御紋の事

一 飯河氏家紋松平の文字ある事

一 三鍬形御紋此事

附 紀伊家并松平左京大夫家紋此事

一 御両家扇子の表御紋に差しゝ事

一 輪貫に用る家の事

一 五紋の事

一 上野国厩橋於安寺葵此事

一 葵ハ宮嶋ニ於て用の事

一 岩松満次郎葵を家紋とせし此事

一 五七桐二引両ハ清和源家通紋の事

一 家紋惣説の事

一 葵御紋家系の事

舊考餘録巻之三目録

厭離穢土欣求浄土御旗前後考目次

一文明明應頃より永禄迄用事
一井田合戦の附より永禄為用事
一清康君の御時用ひさせられしと云事
一清康君逝去後永禄用事
一永禄元年以用ひさせしと云事
一永禄三年五月廿三日永禄為用之事
一永禄三年正月十九日より永禄為用之事
一永禄七年正月一向乱大樹寺よりさしと云事
一東照宮肥前国名護屋御下向之節永禄為用之事
親氏君泰親君御墳所考

信光君御名諱
清康君御墳墓考
贈大納言廣忠卿御墳墓等考
一御逝去忌辰異説有之事
一大樹寺松應寺大林寺法蔵寺の記録有之事
一桑谷廣忠寺由緒之事
一大樹寺等御由緒書出之事
一大樹寺松應寺にも追遠之法事在之事
一大樹寺より再建御廟石有之事
一御墳墓と称し候て御追墓と唱へ候事

国立公文書館
National Archives of Japan

傳通院殿御前御法号

舊考餘録巻之四目録

市場殿御本末考

一 三河国不退院主從子市場殿の事
一 廣忠君御継室戸田氏を市場殿と申す事
一 市場殿之事
一 東照宮御妹女なる事
一 市場御前は遠含せさるし事
一 市場殿の葬地の事
附 松平源次郎 松平新八郎 紀伊家系

一 酒井雅楽頭家記の事
一 同家記 松平家系譜の事
一 市場殿は清康君御息女と云ふ事
一 市場殿は松井氏の女と云ふ事
一 市場御前嫁せらるゝの附 御沙汰の事
一 荒川義廣勲功并市場姫君御嫁の事
一 荒川義弘子孫并家派の事
一 尾張殿は荒川氏の事
一 麻毛下の荒川氏は義弘子一族に在る事
一 市場殿息女は嫁 松平忠家の家譜の事

一　当場殿分孫血統御并氏系之事

一　当場殿再嫁御并氏家譜之事

舊考餘録巻之五目録

薩摩中将忠吉卿御葬地考

松千代君御葬地御法号考

仙千代君御葬地考

台徳院殿御縁女考

東照宮假御法號考

台徳院殿假御法号考

十八松平古新前後差別

一　三河国十八松平之事

一　神祖御子孫十八家ニ成らせらるゝ事

一　御家門松平十八家之事

一　普通称孫十八松平家之事

一　他姓より継きし十八松平之事

一　御少年家ゟ十八ヶ所與敷因而御事

葵御紋考序

人はよふ之乃楽あるも。城中を生ずる一

親孝。孝うれる法代よあつる二なる頃

億まるくあらまし。宝をおほくもちも。財も

もくゆるまり紀なきなれば。事記九

徳ますとは。力なき。智なき。きはよかなめ

なすれば。絶く貪をにし。耳きく

ひ物をんふあるものあり。驚しき女もてばよ
志ざしは孫が。命までも剣が手を
執柁おそろしきものなり。あまた所々。当に知れ。
言をあそばして。七あて身は家かいにある
女の心えたる道なり。それ楽は中よ
又心あるのふあり。まちがは書まれても
星をは。とへよひき。女は心ひ。は心あ

古法なり。はじめ夫の詞で。ならふくれぬさきざき
乱らしく継ぎをとる事。深くおきいふなさぐる
夫のあもニッなり。それを女ひとては。君と
家をとる時。忠孝ひとつし。仁義の道
男はくあれ。世はおいそれつまる事
孫むニッなり。はる示してか。それで
書をおし。かうむしれ名を残之給。人の

かゝとならんとおもふこゝちせり。されど
それは勝(スグ)れ人のうへの事(コト)。なにがしらが
ごときおろかなるは。蔬食(ジキ)をくらひ。水(ミヅ)
をのみて。肱(ヒヂ)を曲(マゲ)て枕とし。おもひやればおもひ
もおきてふせりながらはすして。一
期(ゴ)をあく(ヤス)く過(スグ)しまて楽てまたるの二丈(クワウ)
なし。吾友仏庭翁こそもとのさとる。

おなじ学ぶ道を此形(ニテ)めぐる中よ。
ひとつかずまさりなき楽のたがひ生れし。衆(モロモ)ろの
なる道。百の家(イヘ)にふして立(タチ)いてまちむかひなきふ
まひそびり。りんもの友人(ツカサビト)の家に侍る子
孝寛(カウカヘキハタ)て。人々の手ねなきぬおもえん
こゝまでよる。梲(アニス)の門(カト)。柳のしるなどし。百(モヽ)紙
司(ツカサ)百(ヨロヅ)此成。神社。傳る。たとえぞ。法(ノリ)の席

訛るからまでもきゝせられし書(フミ)。手み
汗(タセ)し。棟(ムナギ)に充(ミテ)るばかりなる。ある
櫻木(サクラギ)にゑらせ。あるはさらにうちかたき。
まぎれきなのしるされん世にまされる。そ
中(ナカ)す。
彼席なる事なくて。厚(アツ)きおもんじなり
実(ジツ)ともまはりて。僭識にまかせるものて。

いふばさらにて。なまめかしきおかきにもなし。
此頃清代古き汗牛充棟中の一種(ヒトクサ)
ものなれども。衣文(エモン)を上(カミ)としたるを旨
みなりより下(シモ)の司人(ツカサビト)のさまでくまで。そ
れ定(サダ)にはりて。裁ちは用(モチ)ひ来(キタ)りしを。其(モノ)
世の装束(フヘ)なれど。幕(トバリ)や旗(ハタ)など。おのづから
おもひよれる裁文(ハナシモン)を押(サシ)て軍(イクサ)の庭(ニハ)にめ

あるじふせう。作て出が四月詣。宇都宮
が名巳などやうのりんは。放詩薄紅の草子。
法家の紋帳のまぎらひを記しに法て方
きぬ肩衣のうきへ紋文ばかるとなりて。
これをすんてそれなりで。く毛がしえて。それ
人そとしる便りきん紙ゆりて其外ふ。
今ふお使ん役のこ法みも端うからべし。

此やあ毛ハ菊桐の御紋ち。それハ葵かう
あれの御めんそ。其のゆゑでつて紙が
かしこみけいめいし。みだり法毋も見
ごとめるかげとうて。自然のれがくあう
おそ子みだもたが。やうて跡の御宗とも
なや其つまりのなき紙や。かく為し
まうき御りん法ゆゑうれ。かうがく文書

書(ふみ)なれば。いくへなるを深く思ひ。ゆるしたまへ
こゝばかりはあらずき。御代の名は深之事。
こゝは貴所の御紋歟。平小山田與清識。

舊考餘録巻之一

葵御紋考目次

一 葵御紋の初源并太田郷の旗幕にしるし事
一 本多縫殿助の家紋なりし事
一 本多中務大輔の家紋なりし事
一 高力村花葵より出たる事
一 本間氏記之葵の事
一 前の立説歟葵の事
一 葵を本多縫殿の紋とせし事
一 伊奈熊蔵家紋に葵を附し事

一御當家之葵を附させ給ひしはしめの事
一御當家剣銀杏をも紋に附給ふ事
一御當家蔦をも御紋に用ひ給ひしよし
一御當家五七桐をも紋に附させ給ふよし

葵御紋考目次下

一御代々葵乃御紋かはる事
一新田の庄より掘出だしし小刀に葵御紋ありし事
　附松平郷之事
一波合記よりも御紋水葵ありしよし
一上州新田大光院殿御廟に松平葵紋ある事

一駿河之住人大納言義良の末裔得川氏葵の紋なる事
一同横瀬氏葵の家紋のよし
一横瀬氏之庶流の家紋水葵のよし
一松平太郎左衛門家紋葵のよし
一松平次郎左衛門家太鼓籐の内葵あるよし
一大給松平一統二十五家共立葵の家紋のよし
一松平北條河越立葵を家紋とせし事家々附るよし
一花葵を家紋とする本田家の事
一櫻井氏小坂氏立葵を附しよし
一御本宗の外丸の内三葵を附る家々の事

一 久松殿之家にても葵御紋を被遊候事
一 慶長以後御紋異同之事
　附 廣流方元祖の比より御紋の事
一 天野信景所説葵御紋に付事
一 徳川氏家紋松平乃文字之事
一 三縁山御紋之事
　附 紀伊家并松平大家之支家紋の事
一 御三家扇子之紋御紋之出来る事
一 輪貫之図諸家の事
一 巴紋乃事

一 上野国厩橋城主葵紋之事
一 葵之宮島に図の事
一 岩松満次郎葵之家紋之古書有之事
一 五七桐二引両之清和源家通紋之事
一 家紋異説乃事
一 葵御紋家系の事

舊考餘録巻之一

竹尾次春謹編

葵御紋考

葵乃御紋の事ハ御家の御秘要なれハ諸書に載る所
異儀紛々として分明ならさる故なをさら其根源を求
めて記せる庵もありけれ讃岐国見経も紛々事実なりき
をしらんとすれハとゝかす近つきかたくされたる御家の
御紋をよりまつ徴とするつきを筆にしるし此段あり
まうせ書集るに左の如し

○葵御紋ハ初酒井左衛門尉殿ゟ指上らるゝ事

酒井家記に曰葵紋ハ御紋ハ酒井左衛門尉殿ゟ始る文明十一年己亥七月九日に葵の葉を三ッ並へて御吉例なる事ゆゑ親氏を始め御紋にせさせられ候と定められしより酒井家の紋に定めおきしより二十余年をへて長親君の御代より葵の紋を御用ひ給ひ酒井家の紋を酒井家へ譲り永正三年丙寅八月より九り三ッ葵をハ御当代御紋と定められしと也

徳川清流記云文明十一己亥七月安祥ノ城ヲ取ント先謀ヲ構ヘラレケリ其故ヲ尋ルニ安祥ノ西野ニ歌舞ヲ催サシム城中是ヲ謀トハ不知大半城ヲ拂テ踊見ニ出タリ于時信光君打立ントシ玉フ処酒井左衛門尉氏忠丸盆ニ葵ノ葉三瓣ノ如ク置其葉ノ上ニ尉斗蚫勝栗昆布ヲ載テ今日ノ御合戦ハ必テ勝チヨロコブノ由ヲ祝ス　扨安祥ヘ攻寄城中皆踊見ニ出僅ニ老人女童ノミ残リ居ケレハ防クヘキ術ナクテ忽城ハ落ニケリ皈陣有テ氏忠カ調ヲ称美アリ則三葵ヲ以テ酒井家ノ紋ト可致由仰ラレケルカ其後御吉例也トテ御家ノ御紋ト被成似タルノ物ナレハトテ酸漿ヲ以テ酒井紋ニ定タラル是ヨリ合戦毎ニ利運ニテ三州三分一ヲ従ヘ領シ玉フ

徳川歴代記曰元来御紋者丸之内三巴也文明七乙未
七月安城合戦時（和泉守信光君御代）酒井左衛門尉氏
忠于丸盃敷葵葉三枚置熨斗勝栗昆布等奉
祝門出信光君其日合戦得利給故以葵紋賜
酒井為家紋
神君御時以葵定御紋給故酒井紋改鳩酸草云
諸家紋記抄云　酒井家の本紋ハ往古より丸に三葵
なりしなり　神君御所望ありて三葵の紋を献せら
れしとき　此紋の替りに紋をたまはんとて酸草
を御手自摘りたまひ是よりかたばみを紋とせらる
依て葵かたばみとも云
徳川由緒連綿秘記一云其頃織田方ノ持分ニ三
州安祥城アリ是ヲ攻取ラント思ヒケルカ文案ニテ
不戦シテ勝者ハ上兵也ト云事アリ謀ヲ相構ヘ
輙ク城ヲ取ント思ヒ文明十一年巳亥七月十五日ノ夜
ニ入テ中畧　去程ニ信光ハ兼テ用意ノ事ナレハ軍兵ヲ
揃ヘケリ既ニ酒井五郎親清ハ嫡子小五郎親忠（後改氏忠）
二男与四郎親重父子三人四十余人郎等ヲ引
具シテ坂井郷ヨリ来リケルカ中ニモ親清ハ丸盃
ニ水葵ノ葉三ツ如此置之引渡ト名付熨斗搗栗

昆布ヲ葵ノ上ニ盛リテ信光ノ御前ヘ持進之今日
ノ御敵ヲ討チ勝テ喜悦(ヨロコビ)トソ祝言申ケル信光
大ニ喜悦シ軍ニ勝ハ必定ナリ既ニ當家ノ吉瑞ナ
レハ唯今ノ葵ヲ以自今以後ハ親清カ家紋トセヨト
被御出タリシヨリ丸ノ内ニ三ツ葵ヲ酒井ノ家ノ
紋トハシケリ
同ニ云翌朝長親入道両酒井ヲ御前ニ被召昨
日先陣ノ働キ抜群ニ覚ユル也抑汝等カ持所葵ノ
紋ノ旗ト云ハ去ル文明十一年七月十五日ニ道閲カ
祖父信光ヨリ給ハリテ汝カ家紋トセリ此旗ヲ先
立テ敵陣ヲ破ルカ故ニ普ク是ヲ見知タリ願ハ上返
セヨ我家ノ紋トシテ吉例ヲ子孫ニ傳ニ其形能
似タレハ酢漿ヲ賜ハルヘシ酒井ノ家ノ紋トシテ猶
軍功ヲ励ムヘシ唯今ノ紋ヲ所望スルハ汝等カ
猛勇ヲ吾カ子孫ニ靈躰セントノ庶幾故ナリト自
是徳川家ニ三葵ヲ紋トシ酒井ノ家ノ酢漿水紋
モ此時ヨリ付ルト云リ
關四郎左衛門家書云應仁之頃実灘上洛之時自
共国中小士奉送之故任三河守賜口宣中書信光
家督後移閣寄文明十一己亥七月十五日夜攻安

祥此時酒井五郎親清父子三人率来四十餘人而
丸盃水葵三如影置之名引渡以熨斗勝栗昆布盛
葵葉上祝言申泰親悦曰自今以後親清之可家紋
旨依之丸之内三葵為酒井定紋此時三河三分一
領之云云

又云其後又奉之

三河後風土記云信光君手つから蓋ある用意の吸物を見た
給ひて侍集る所へ酒井五郎親清同嫡子小五郎親忠
二男与四郎親重父子三人へ手自ら盃を給ひ御手つから
銚子を取給ひ其中へ水葵の葉をうかへ三つ影の如く並へ
引渡しの肴に熨斗搗栗昆布を盛りて信光君
此時酒井へ給はる今日の吉例によりて親清に
を申さる信光君其日御祝ひとして酒井の家
の紋を定めらるへしとありて丸の内三葵を
酒井家の定紋とし給ひける後長親の時酒井
忠次とも改めされ給ふる仕合の御旨を語らせ給ふ
折節御前に在合せる此葵の紋は我家の紋也信光君の御
寵愛ありて此紋をまいらせられ其後酒井家の紋となる
柳営の御紋と同しけれは憚りて葵の紋を改め
自今家紋の定紋と定め給ふ程の事なり

俺ハ其形ちかへて御出ありし時氏の御かたちをみ
を隠させたまひけるに酒井か家にて御宮仕
被成しも俺ハ給ひける
讒様なる酒井氏を御婿に迎へ給ひなる庶子泰
なる酒井迄此一郡を以て下し給ふ境井を給て後ハ
を世業とせしつかゆへなる名を氏とせし親氏
の譜なる酒井与四郎元一族なる酒井と伝ふるなり
も有酒井氏なる氏を賜ひ家督を譲らせ給ふ
酒井迄なりける事ともなさる親氏君の御筆
となり給ひしは其時なりけるあり給ひて定

也とも記せる事ハ若君の文のたまへく泰親君より
酒井へ遣せて譲らせ給ふ所の御家をつかせ給ふ親氏君
泰親君 後に泰親君御家と御譲り給ひしを給ひ縁なしや
いかにしき事なりけるに酒井氏の後へ世にいわれ
異説ありしハ誠なりとぞいふ誠なる家を
乃説なるもさまざまなる見え候とかかれハ酸
給ひ御家をついてハ後風土記の説なるを乃
世にもさまよひけるを伝へて是を採るとぞ
御ゆるし候
三州岩津松平記云 御河家伝記 今徳川家御先祖三河の

御紋附縁ノ事ハ
家康公御先祖長親公此御時松平ニ住給ひしニ又長親と
云之別名尾ハ御遊猟の時酒井雅楽助ゟ先祖
正親之代日記又我が頃も葵の葉三ツ並
其上ニ土器ニ勝栗昆布を載て出ス勝ハ吉様
を中々長親公見給ひ而感じ給ひて此
御家紋御旗印ある紋も丸の内三葵御紋ニ定
城ヘ入給ふ故此時ゟ此御紋を酒井附
徳川家ニハ紋一葉之無葵と称し給ふ
清康の御代よりハ慶忠ニ至る文

家康公此時ニも酒井ニ其儘御ゆるし丸の内三葵の紋
元ゟ当家乃紋なり然るに近代ハ唯丸の内なり
三酸漿草ニ定め葵をハ取除きて本多家の紋を
せしとぞ又猶紋も同じ…御当家ニ三葵
を御紋とし定め給へり
謹按雅楽頭家ゟ家紋譲りたる事ハなし云々右書
にのせたる披閲せされハ筆の加えなき附を何る
在りし故二の巻ニ摂州式の所見公所年
○本多縫殿助家ゟ出たるよし云々り
本多家譜云 膳所本多縫殿助正忠先祖山城州賀茂

社職也依以立葵為家紋岡崎次郎三郎清康君
被攻吉田城主牧野傳藏田原御出勢之節正
忠奉迎入伊奈城進御酒献御肴之節池中之水
葵葉盛之次郎三郎君御覧之曰三立葵者正忠
之家紋也今度之合戦正忠寂初参味方而後為
勝利為吉例依被為給之旨御差上之御満悦而
為御家紋云云仍岡崎隨念寺御自讃御画像被
繪立葵之紋于今存右葵取之池名花池中傳此
趣正忠之男助太夫忠俊女高力土佐守正長室
同摂津守忠房母言上同斷也

又本多家譜一本曰世俗曰立葵之紋本多家度々
依武功　神君御所望御請曰無憚之由然者可
葉ナ附御意有之三葉之葵御附流布亦當時自賀
茂社有葵献上又本多元賀茂之社職云云
謹按するに本書松浦をよ云ふ上古よりあふひの名ありて
以ふ入るゝ例なし桂乃鬘をかくる事ハ賀茂松尾の
社司また乃日より志かる屋きハあらん事ぞと思ひ侍る
歟唯ここに此御紋より此事侍りハ至りしか玉鴨
御神と賀茂別雷二の社ハ家ハ古の御紋の形
もちゐ依りて中賀茂建角身命比もそめる

和歌知要抄ニ云葵かつらの事人皇三十代
欽明天皇より始て四月中の酉日祭ありき此祭
葵ニ葉草ともいふなるかくかつらの枝を以て御簾
にかけ置かくる　枕草紙云葵は一月に掛る
おほきは祭の頃よりさるかかりしと云へるにやなほさりし
神乃さまをしはしまかしく此の祭は只ならぬ
いふ事あり、鎮の御神と同しはなりと云ふ
ことありて其祭を云其昔を思ひ出る故也
二葉に葵桂をかけ給ひし
ら葉の桂かさして葵根　かけ乃さし給ふ事有けり

葵をば逢日ふたばといへるも此謂
拾遺集　ちはや振かものやしろのゆふたすきひとひも君をかけぬ日はなし
又弘説云
東照宮いまた天下御草創の時賀茂
の神事の御むかしせの神事おこなはれあふひを
とらせ給ひしより代々めてたく挿たて給ふ
下略　一説ニ御当家有親君親氏君と申す浮世門
に入給ひて後に賀茂郡に還住ましまし
賀茂郡にて再ひ家紀さん事を賀茂の神に
祈き給ひ葵を御家紋と定させ給ひしよし

徳をさへ述べられしも書にも見えたれば遂に
是なりけり又加茂次郎といふ人譲り受けし
給へる事は世に知られたることなり
されど義家主の家の譜に子孫絶えしよ
り朝廷より召しも給ひぬ文学の道に
よる義家主の甚跡を継ぎけるなり
此良横濱の傳來も擴あるに從ひ新撰捨遺集
園光大師賀茂の神官にましまして
我が家は代々此處に百年もありけるにつまりかけぬ事を願ひ
むかしより如くしてさて今にのこれる所を是より

葵といふ紋を用ひし陽氣吉端の事なりといひ
皇城鎮護の賀茂大神にも是を愛し給ひし
事なりや
藩翰譜四上 本多縫殿助 康俊譜 といふ人は次郎三郎廣孝が弟の
地に住せられしとて御馬を出されし時忠次が後又
縫殿助忠の家もとに御方に心を寄せて味方し牧野
兵部殿にはうたれて吉田の城をもとひきし忠次
城の東門を攻破りて從兵に城をとりきたる
又田原の城を向ひ落されし忠次所々の伊奈の城を攻
落しては酒井まで置しまゝに家を傳へたり

此於御前なとにも候て 池田らへも葵の紋を下されて
こまりにもこれに 御三郎殿 此時元ありて 立葵ハ正忠の
家紋なり 然るに此紋ハ 正忠か家の御方に候て
続候し 其例なり 給ひしも 作ありし 是より
御家紋ともなさせ給ひしより 此紋を 家紋とす
自然に継ぎ 御画像の立葵の紋ともなりて年
今は かはりとも申すなり 文徳川殿の御時ハ三つ葉
忠勝の母は 伊奈忠此本多の事 作せし事に なりし
此本多とも 伊奈とも 編纂にて されありし
より 岡崎にて 本多 伊奈 比本多

乃わか一様なる節し 三郎殿なりしに 御三郎
殿此御附の紋又 葵の紋ともなりて葵 此紋とも さ
給ひし 御事ともつきて中 ちとも忠勝此母に
正忠此孫なりて 忠後の母なりき 給ひし
よ新田 新田家の ... 国貞髪剃小刀の柄に葵
の丸此紋ある 給ひしなりて おかしなり 葵の紋ハ
給ふ新田に家紋ともなりしとも 給ひし文
一説なりしハ 共に御紋
御先祖記曰永禄三年庚申　神君以御旗紋定
丸之内三葵給此紋者元来本多家紋也依之此後

本多紋以三本立葵為家紋

由石紳書ニ云　祖神忠乃御馬印白立幅の上方ニ
厭離穢土欣求浄土と墨ニて書きたまへり中略
御旗ニ白地ニ立葵丸なき也一説ニ御本家ハ
本多是ニ横列賀茂郡加茂社務職なりし
故ニ葵を紋とせし也公御はしめひとつ此紋を
せられしか本多ニ立葵を紋とし御紋ニ定められ云
○本多中務大輔家より出したり
渡邊幸庵話ニ云　権現様御紋ハ元ハかくの如くたちみ
也葵也御紋ニ本多中務ニ立葵の三葉也世にひろし

成如くなりしかは此葵御紋は也此葵を合印
に御作りなされし此御紋の葉を柳のことく
田なとの氏族等ニ用ひ御紋と申へし也彼の事の外に高
中ニ立候ハ家中にて用ひし御紋ニ候の絵図
是迄御紋の様ニ描きあらまし蔓葵なり入換ニて
古代の紋ニて地葵繪の合せか
さりとも絶しことなく入るをさる事にてあまたの紋
高力村越より奉献ニて
水野監物編集谷中心藏院藏御代紀ニ云
廣忠公の御時迄ハ御代々の御紋ハ三葉の立葵ニ

テ有ケル其ニハ清康公大敵ニ向ヒ數度ノ合戰ニ危キ御働多カリケルニ依テ御妹隨念尼公心元ナク思召レ御存生ノ御姿ヲ畫師ニ被仰付御寫シ置レ今ニ至岡崎隨念寺ノ什物トシテ傳ハレリ其紋ハ立葵ナリ　廣忠公ノ若君御成長ノ後ニ藏人頭元康公ト申シ奉ル御若年ノ頃岩堀池ノ邊ニテ御鷹野ノ節芝原敷草シキ御休足ノ砌池端ノ者共唐網ヲ打テ大ナル鮒鯉ヲ御擧場ニ差上ケレハ則チ御肴トシテ御酒宴アリケル時高力村ノ老翁蒸タル菱ヲ丸盆ニ盛テ持參シ是モ此池ノ名物ニテ候ト申上レハ安々被召上　其丸盆ノ下ニ葵ノ葉三ツカナワニ敷タリ是ヲ御覽セラレ矢立ノ御筆ニテ葉三ツ御畫ナサレ御定紋ノ立葵ヨリ勝テ見事也向後ハ是ヲ御紋ニ可被成トテ御機嫌モ宜シク其翁ニ御酒被下老翁カ壽命ニアヤカルヘシト御戲レ其御杯御前被召上夫ヨリ御當家ノ御紋御代々葵ノ丸トソ其後筮ノ名人安倍通判ト云者此御紋ヲ占葵ハ太陽ノ氣ヲ受テ生スルカ故ニ同氣相需テ其花日輪ノ運行ニ双ヒ向フ艸也葵ノ丸ハ見龍

ヲ田ニ飜テ飛龍ノ天ニ登テ天下ニ恩澤ヲ降ス
ヘキノ象アリ是ヲ紋トナサル、人ハ行末ニ天
下ノ将軍ト成玉フ瑞ナリト云ケリ

○本間氏記之葵の事

三河国本宮氏覚書云 松平家御紋代々之葵 清康公
御代天文四年迄之葵也 家譜追加ニ曰く 清康公
御影の御紋之葵也 家康公 家譜御生誕之時岩堀
名物葵無年紋之岩堀ニ頒葵葉有て多く弥ふ
葵葉之表裏 葉と表裏共に見えたりと御覧
被成自分頒付之葵也とおぼしめし 此の図ニ之葵渡る

あふひをせんと御定ありて此紋を被用也 本多
家伝諸に有る

○前外立説並葵の事

凡之葵を御家紋に被為定たる事を諸家にも酒井本家
本多家又其家の紋としてありけり 前々なるとも
ニ[illegible]ありて御家紋として出たる事 本多家の
譜牒に諸書に出る事なし 見えたる所に
は[illegible]ありて此説のあやしき書ハとられ
家の舊録の書のともは頒葉を御家紋といひて被為
定たる御家の御紋として用ひられたるなり

もと志りたまへれども此時この御法場の外見異なく
みえけりて御勝利をも祝ひ参らせ給ふ吉祥の如く[illegible]
定てさるを此のまゝなくへしとなくへし豊臣関白[illegible]
返治の時真奈[illegible]をはじめて[illegible]此地[illegible]
をも押とゝめしともいふべきことなりけれ
東照宮の大坂にて大勝をえたまひしも[illegible]
にて同しく御出陣の時の奉幣[illegible]
並へて此時に掲けしを[illegible]
其家の記[illegible]
太平の世[illegible]御紋[illegible]

改[illegible]旗[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
旗[illegible]
[illegible]
御家[illegible]御紋[illegible]
をも[illegible]
○葵ハ本多の紋なり
御先祖記 享保十八年 新井
明石貞寛撰筆 云今ノ丸ノ内ノ三ツ葵ノ御紋ハ

本多ノ紋也ト本多ハ鎮紫吉備宮ノ神主ノ流ナリ
今三本ノ立葵ヲ付ルハ主君ノ御紋ト同シカルマシ
キノ遠慮也又曰三州矢矯ニ嶋田蔵人ト云者アリ
武勇ノ達人ナリ子三人アリ嫡男ヲ九郎左エ門ト云二
男某三男三左衛門ト申ナリ此蔵人ヲ御攻被
成候既ニ落城ノ時ニ中畧 葵ノ御紋ハ蔵人カ紋也
ト云リ

由吾紳書ニ 本多氏のもとにて三葵の御紋のことを出しさる源は三河一流にて本作の陰並
嶋田氏の紋なり
護持する 此嶋田の家絶ぬれハ其紋を用ひ始しなり

なりし此之書みなかに見えたり[illegible]也しかも見る由
ら[illegible]ハ此捨てしを雖も将軍家嶋田氏
十餘家あまたありしかハ此紋の慶流にて三河
本多忠勝先祖人十餘家の一族ありて本多の家
紋を割菱ニ菱割菱ハ三割菱(花)菱を紋とす
桔梗なり伊吉より将軍家改めしより家紋と
ともさきハ来て[illegible]比紋
改ける紋[illegible]
伊奈家紋ニ葵を付し事

伊奈家譜云 前畧

神君ニハ天正十四丙戌十二月廿六日　入御廿七日
駿府御巡見之時ニ小栗大六組ニ茶ニ而画
葵之紋幕有之家名有御尋大六委細無残
言上則召小屋主熊藏而被御出者何故如此哉ト
熊藏自ラ代々之家紋之由言上
神君先年父ヲ熊藏ト改号之節有之其
先松本三位殿ヨリ賜葵紋其後汝之泊父
熊之助訴状ヲ以紋之叓申達既兄弟及合
戰剋其終ニ加勢而討取熊之助其日家督
相續其時熊藏ヲ改市兵衛尉ト汝親号熊

藏時代並九曜可付之旨云渡之又葵紋可附之
故無之時ニ熊藏申上云一類御當家御奉
公之内者右之通ニ候今者蒙　御勘気一類
他国仕故ニ如斯時ニ
神君被御渡者汝當家奉公之内者可為無用
熊藏可守御意旨申上其後何之紋可付哉ト申上
神君御云汝親先年於蚰（虹）塚小山勘解由ヲ
討取其軍功莫大也小山之紋ニッ首巴也則
ニッ首巴可付家紋従今日直参可申付之由ニテ
御近習供奉　下畧

護按此中松木之従家か葵を紋章とされけるを
ゆるされしハ松本家ニても葵紋付しや未詳
酒田伊奈等も葵紋付しとあれハ此等
之御国ニ於ては古くありしにや今ハ座
以前より 御当家之御母へ嫁せし由ひし以来
御味方となりし 武勇の名大功ありし附将
ニ至て猶まちしも御免さん歟 又ハ紋葵を
附ることもと共多く成りやしかしたるも等
圓鵬ニ段紋ありしや考ふるも附ハ此家のみ
定むへからず

御当家之葵を附させ給ふことハ
三河国風俗通考ニ記云 清康君御幼年か
出陣を好せ給ひ勇武さかんにあらせられけるに先陣を
起こされ御味方を励し戦ひ給へ通考ニ在る御事庄
さとらひ御附討死し給ふ人々を弔ひ玉ふ 御延ニ
御先祖之清せられし御画像をまたらる下
此御像ニ之葵の御紋附らしあり諸人の知る所
所なりしか多く絶ぬ余譜にも此を書せ給ひし
久方定明の見聞録ニ或書曰三河風俗下通考ニ
清康君の御画像ニ写せし御信然ニ為着衣模

前書辞有り　御殿に上りし事也と云
謹按するに此之続にある御免之葉ありし事
ましく見えたれとさる事のかくたる御座世比
御手御前見るとも诸さも給へん　さきあり画かせ
給へハ稲の内に之葉ある　新田家　御代々秘させ給
ひたまへる所なりし　大猷公殊に秘させ給ふを
御所紀伊殿田安殿さへかくと見えたる故上たる様
の中にさへ今川織田などに上り候と申し伝ふる
事なれハ　君自讃の為と得られまんとおもしく
他にはなきとも擇みせらるゝ事なりと申す者なれ

一族多かれハ　別の家に比眉目ある事なく侍りし也とて
取見るとも先匠夫り多く死にし被り候
世乃言伝へ侍りしもいかに有けん疑ふも
らせ侍る秘致すとも書紀させらせさせられん歟
元此御影のみ世にあらはれて此は
御当家ともに葉ありも先弥賀家
朝臣にも入らせ給ひし事ハかりとも賀家
ありし選し事多けれ一族にのみあつかひしと
襲ひ合候ある事の葉もまことゝ云侍り
○御当家御紋据時ともに御附事

三河国岡崎能見御坊松應寺に道幹君　贈大納言広忠卿
の御廟所あり　此御廟に
東照宮の御遺言により　此玉垣御用水桶なとに
附ける御紋ハ悉く劔銀杏なり

謹按するに御由緒あれは　此御紋目出度
清書なり　以下見え給ふ御紋ハ御遺言

此御玉垣をはしめ附させられ候事見えけれハ
それより御紋銀杏を異朝の例あまた
く證せられ候て御旗下に候せられる此の紋
銀杏を愛し給ふハ萬歳を御家紋の御長寿
附させられし事や御按せしハ此玉垣迄も
られし御事行水桶を献候と御紋を
附させられしを御紋の事なと
者を給ふにおのつから御紋なりとおもはるゝや
いつれにも此御墳所ハ御寺
ともあれ此御寺ハいつれも家の御縁にて

安息殿は御本として報告の古木あるへしとて
これ三年御より給ひし附嬢て宮所より乃
折から御造営なと思召し御附らせしと給て
其葉の御殿を移して其跡は芋報告御殿
御殿殿ありし跡に遠く附させとらせられ松を植
の御廃家の跡をとられ文三縁也
御神木と植させ給ひしにやと拝まるゝ
松を植させ給ひ続く後の附古風を移らせられ御宮殿
江古風のまゝ一枚を西報報告は御殿御建立の本
古く古製厚き出来る寺御造営天正慶長の

古あるよしハ聞えし御創建は其始詳ならさる事なと
慶長御宮修は附を瓦とさへ荒破されしを
ことゝものまゝにさらされせしとてありしに焼調
御正しにや古瓦数枚拝見して古瓦さして拝
にかくれなかりしと見ゆる也但し
道翰君好ませ附給ひしにや又御縁を取らせ
用ひさせ給ひしにや三年前は給なりしにや
詳ならず
三河国碧海郡上野郷隣松寺村隣松寺記云
松平次郎三郎広忠様御代御忠節の由にて寺御再建

於城下中畧當國寺無之御出馬之節加茂孫九郎在所
在連御加勢中之比之御直書御添状并一通寺之会御長刀
並御此御長刀ゑ葵御紋銀若御紋三疋獅子下略
謹按るに當寺古くより松平家御帰依の一なる
之所御代々様の御帰依中と出御依存之節候
之品々御直書等数多有之殊に此之後様御
葵地鶯鴨松平家御當所之地也此長刀始之
之を拝見せしに其古物なるに紋も後藤もなし奇なり
什宝数十品紋を以て仕之比較して奇なり

御紋も如く此としく今の世の此紋
のとく画き見せまして三葉共に葉脈の
鬚を付るもあし細茎も御ざなり
○葛を紋と御家紋となさしむなり
大給松平家譜云家紋三葵　其後蔦ニ改
徳川榮秀記四御當家御紋ノ不云丸の内三葵御紋不之成候
其以後如何の故にや此紋不酒井附　徳川家は或
扇又笹蔦を附られし云又　清康は御代或は　廣忠共
又家康公は時とも酒井を召て如今丸の内三葵の紋下略
三河國額田郡瀧村万松寺曹洞禅記云　徳川信忠君

當寺ニ被為入住持ニ御。羽織を賜ふ又五箇條御制
札被成下右御羽織ニ三蔦御紋附有之。陣
謹按ずるに親氏君の河西へ移らせ給ひし時
新田世良田　徳川の御称号を除く陰れませたる
まひ松平と称せ給ひし由へ御致代の名付の
御親章をもうちせ給ひしかハ葵御紋を御大切ニ崇敬
扱ひ由へ此紋字は御紋を附まつり御すたられしや
之扇之蔦之劔銀杏等又酒井ハ葵下之如くなるみ

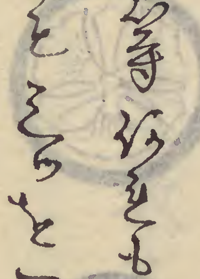

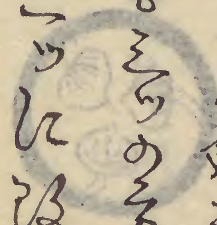

等御座もなりの名字を給ひ一統此家紋ニ蔦を附きく
之もこれを一ツ此御紋をんら手し候ふ所の之葵をも
一ツ葉附くるをも有る歟扇も一扇を扇
等の御紋附ける有るへし
○御當家五七桐をも御紋附之事
三河国岩津妙心寺ニ　崇岳院殿信光入道の御墓
長澤北御備中国親忠公の菩提所ニ安置母堂
真常院御方も同葬なり御寺ニ當寺ニ牌ニ五七の
桐を附させ給ひ右等牌古彫なりし歟其紋給
御物ニハ見え候ともは其後ハ桐をも御紋
付せ給ひしにや
謹按ずるに真常院御方ハ當国の守護代

一色刑部大輔宮内義比なれば信光君新田
世良田の嫡孫なれば世にも当家の御流れ
世継ひてこそ国をゆづり御家名を立る事なれ
かやうにして当家代々の紋を受つぎ参らせ上えへ
より武勇文名諸人に勝れさせたまへる事
なる家中太平の世に州に寄せる事をあらはし
信光君を御家嫡孫とせ興させたまひて紋を
定めらる一色氏乃故なりければ定めて相の紋
を用ひさせ給ひしにや此紋より御蔵光
自然と御受継ひたる紋事を定め給ひし御家

事なる也ける諸記数なりしとさりて又相ハえ
より源家相傳の御紋なりしを此紋まうしき
葵を御附させられ一色氏此紋を
まうちかゐる者も有けれ共此後葵なりと
御紋を定めさせられ御子孫へ御譲り有
者にや今者遠河の家に相なりて蔓紋
ならしは十八松平の中にも数多相もち定紋を
紋に附らるるなる此の比相も御紋は葵を
二引両を用ひさせ給ひしなりとも思ひ候へ共
然るに茶并松平氏亦替紋なる相の紋を御家譲

江信一返江洒姜作城之登比実ニて織田
君家より相拝殺附ある陣羽織を賜り
より用ひ来りしを 以れ之まヽより之附り
所なれと功名證まて伝んため之経居
残せし也 今ハ本義ニあらす 却而陣羽織
此殺とハ違ひ之事も有之欤

内閣文庫
日本政府図書
伴文庫

国立公文書館
National Archives of Japan